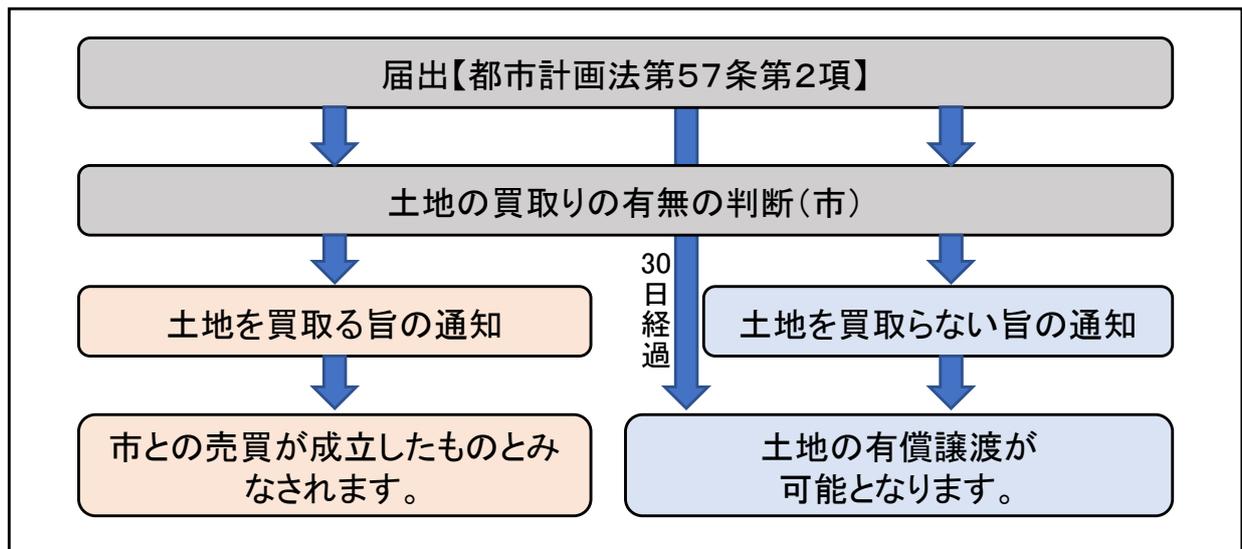


# 本八幡駅北口駅前地区第一種市街地再開発事業の 都市計画法に関するお知らせ

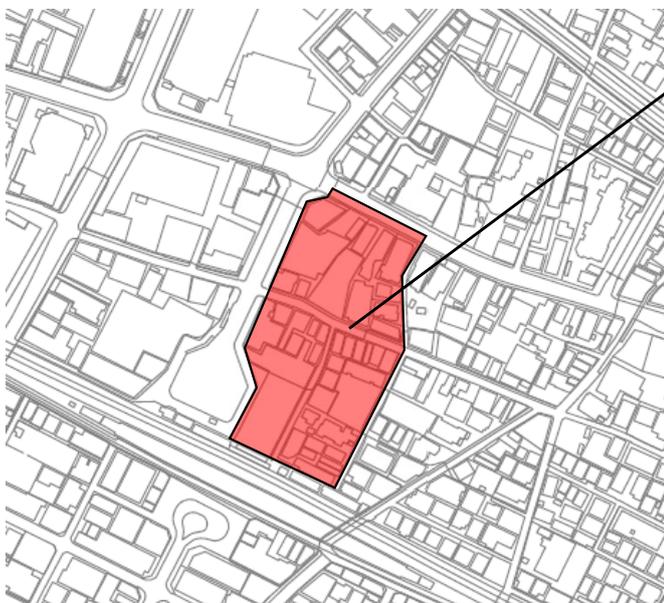
令和6年3月29日付けで「本八幡駅北口駅前地区第一種市街地再開発事業」を都市計画決定し、これに伴い、都市計画法第57条第1項の規定による土地の先買い等に関する公告を行いました。この公告による事業予定地内で土地を有償譲渡する場合（ただし、土地及びこれに定着する建築物その他の工作物を有償で譲り渡そうとする者を除く。）の制限の内容については、次のとおりです。

- ①令和6年7月1日以降、本八幡駅北口駅前地区第一種市街地再開発事業の施行区域内で土地を有償で譲渡する場合、市川市長に届け出が必要となります。（都市計画法第57条第2項）
- ②届出後30日以内に市川市長が土地を買い取る旨の通知をしたときは、市がその土地を買い取ることとなります。（都市計画法第57条第3項）
- ③届出後、30日間または市川市長から買い取らない旨の通知があるまでは、その土地を譲渡することができません。（都市計画法第57条第4項）

## 土地を有償譲渡する場合のお手続き（都市計画法第57条）



## 届出が必要な区域



- ・本八幡駅北口駅前地区第一種市街地再開発事業区域内
- ・市川市八幡2丁目の一部の区域

- (お問い合わせ先及び届け出の窓口)
- ・市街地再開発事業の施行区域内における土地の有償譲渡に係る届出(都市計画法第57条)
  - ・市街地再開発事業に関するお問い合わせ

市川市街づくり部  
街づくり整備課(市役所第二庁舎3階)  
電話:047-712-6328(直通)